

令和7年度 津野町の健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により令和7年度決算に基づく各指標を公表するものです。

【健全化判断比率】

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
津野町健全化判断比率	—	—	▲ 7.1	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」で表示しています。

※将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能財源が上回るため「—」で表示しています。

【公営企業会計の資金不足比率】

(単位: %)

	簡易水道事業会計	戸別合併処理浄化槽整備事業会計
津野町資金不足比率	—	—
経営健全化基準	20.0	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」で表示しています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とは？

従来の再建法制では、赤字額が標準財政規模（地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表したもの）の20%を超えると、即財政再建団体となっていたのに対し、この新法では「早期健全化」「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックする仕組みとなりました。また従来の再建法制にはなかった特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体の財政状況を明らかにしようとするものです。

具体的には次の指標により判断することになります。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものです。

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

(5) 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

早期健全化基準を超える団体は、早期健全化計画を策定し財政健全化に取り組むことになり、さらに財政再生基準を超えると財政再生計画を策定し財政再建に取り組むことになります。財政再生団体になると地方債の許可の制限や税金・公共料金の増額、住民サービス等の見直しを強いられ、国の関与が強くなります。